

回覧

鬼建発第1号
令和8年4月10日

各位

鬼北町長 兵頭誠亀
(公印省略)

老朽危険空家除却費用の一部を補助します

老朽化した危険な空き家の倒壊による被害防止や、災害発生時の避難や救助等に支障のないように老朽危険空家除却費用の一部を補助します。

補助を受けるためには、町へ事前調査を申し込み、老朽危険空家として認定を受ける必要があります。

1. 対象者：危険空き家の所有者または相続人等で、町税等の滞納がない者。
2. 補助の条件：
 - ・ 老朽危険空き家の認定を受けること。
 - ・ 令和8年12月25日（金）までに除却工事を完了すること。
 - ・ 町内業者へ発注すること等
3. 対象空き家：
 - ・ 町内にある居宅（空家住宅）で、住宅の不良度が100以上と判断されること。
 - ・ 公道（避難路等を含む）の沿道に位置し、倒壊した場合に当該空き家が存する敷地と沿道との境界線を越えるおそれがあること等。

4. 補助金の額及び募集件数

補助の条件	補助額	募集件数
沿道要件を満たす家屋 (公道(避難路等を含む)の沿道に位置し、倒壊した場合に当該空き家が存する敷地と沿道との境界線を越える家屋)	補助対象費用の10分の8以内で <u>上限80万円</u>	7件
沿道要件を満たさない家屋	補助対象費用の10分の8以内で <u>上限40万円</u>	2件

※家財道具処分費等は対象外

※申し出多数の場合は、緊急度等を審査し補助を行います

5. 募集期間：令和8年4月10日（金）～令和8年6月30日（火）

6. 問い合わせ先：鬼北町役場 建設課 都市計画・管理係 担当：竹場

☎0895-45-1115（内線2411）